

1 実施期間

令和 6 年 5 月から令和 7 年 3 月まで

2 調査製品

法令違反の可能性が高いと思われる製品を、健康食品売場等の販売店で 39 製品、インターネット等の通信販売で 85 製品、合計 124 製品を購入し、調査した。

3 表示、広告検査結果

(1) 食品の表示、広告に関する主な規定事項

食 品 表 示 法：食品表示基準（品質事項・衛生事項・保健事項・その他）の遵守

食 品 衛 生 法：食品、添加物等基準の遵守

健 康 増 進 法：健康の保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示の禁止

医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）：

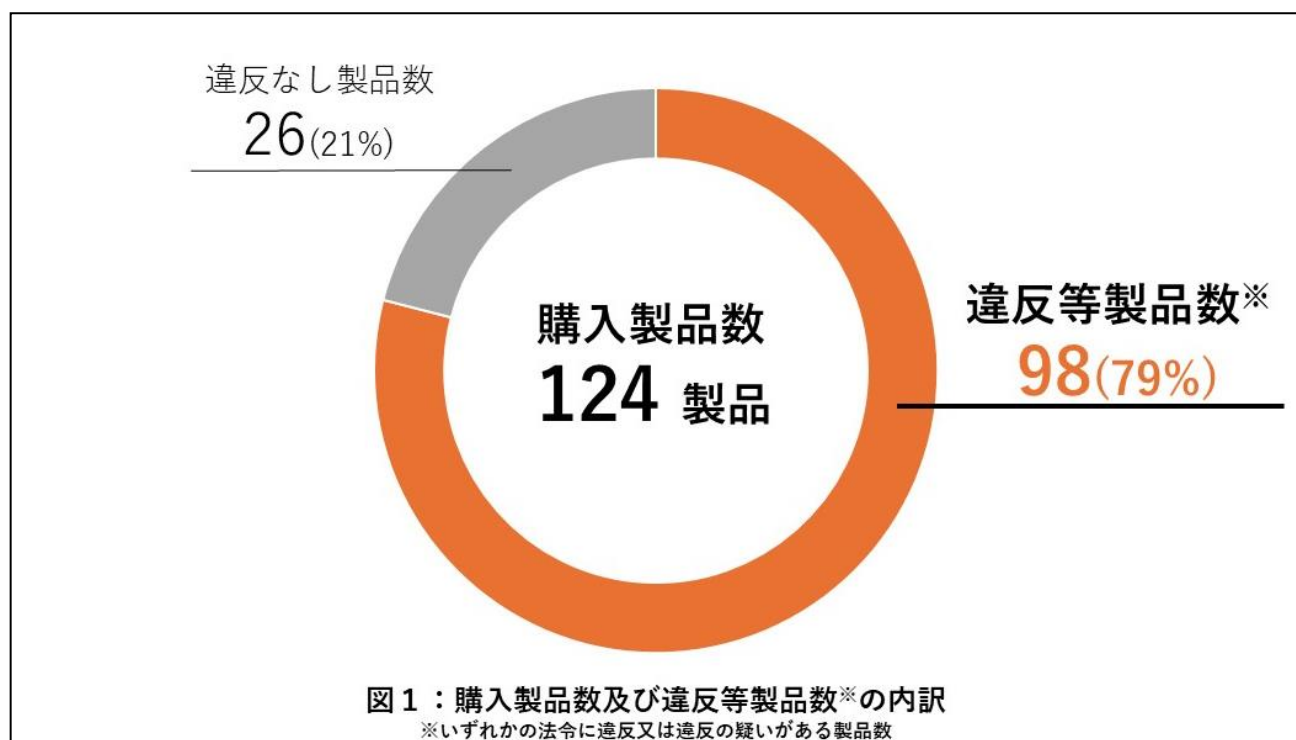
医薬品的効能効果等の標ぼうの禁止

景 品 表 示 法（不当景品類及び不当表示防止法）：優良誤認、有利誤認等不当表示の禁止

特 定 商 取 引 法（特定商取引に関する法律）：広告規制の遵守

(2) 購入製品全体

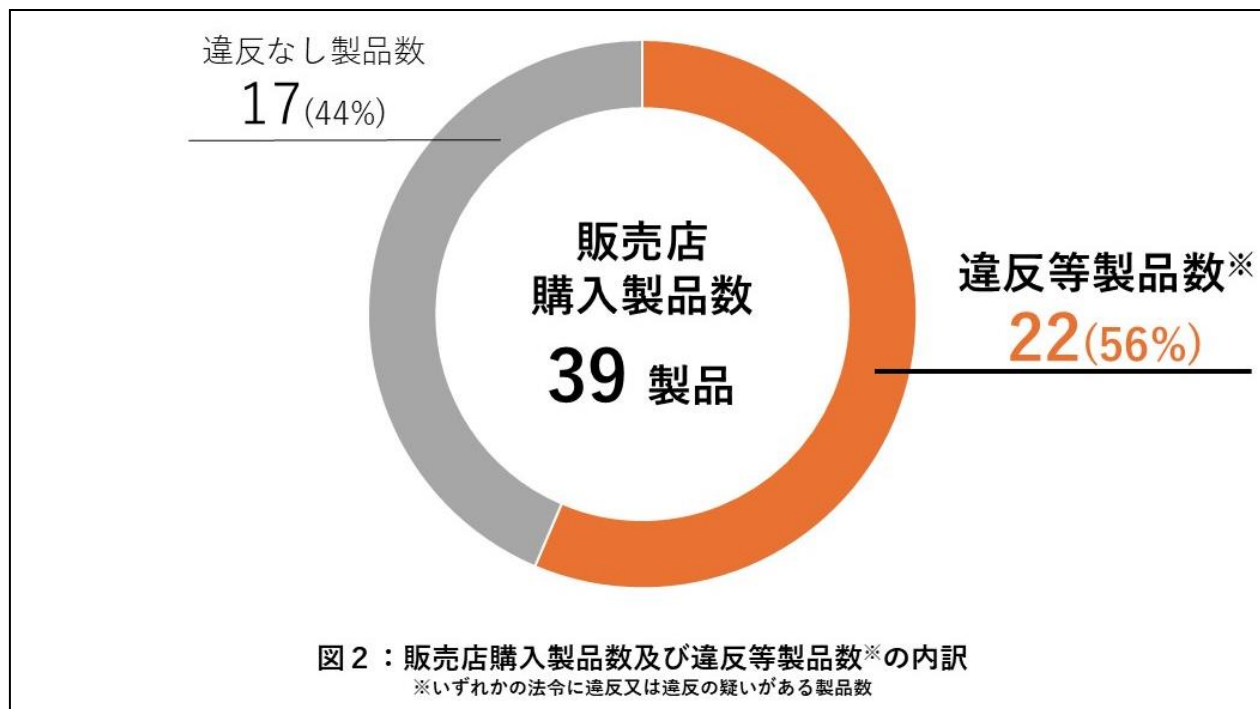
都が購入した健康食品の 79%（124 製品中 98 製品）に不適正な表示、広告が見られた（図 1）。



※法令違反の可能性が高いと思われる健康食品を購入

(3) 販売店購入製品

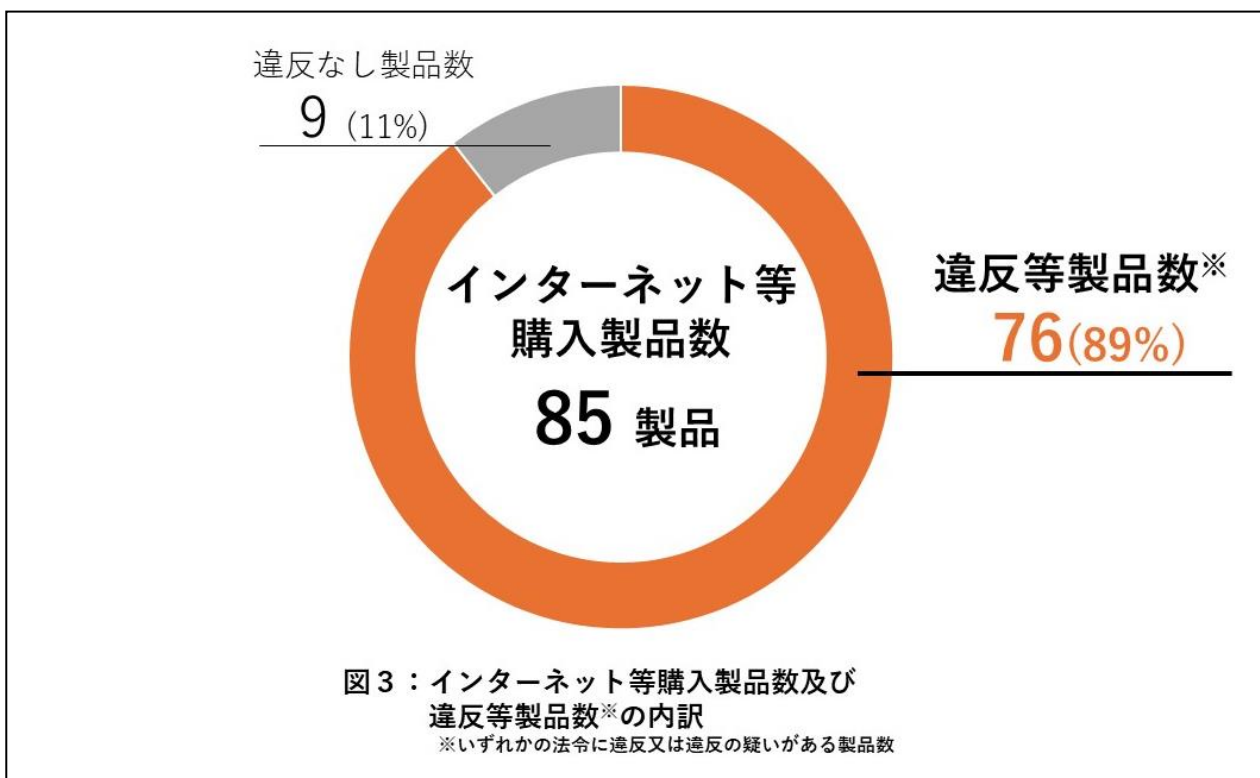
56%（39 製品中 22 製品）に不適正な表示、広告がみられた（図 2）。



※法令違反の可能性が高いと思われる健康食品を購入

(4) インターネット等の通信販売で購入した製品

89%（85 製品中 76 製品）に不適正な表示、広告がみられた（図 3）。



※法令違反の可能性が高いと思われる健康食品を購入

(5) 購入方法別製品数内訳（表１）及び法令別違反又は違反の疑いがある製品数の内訳（表２）

（表１）購入方法別製品数内訳 ※違反等製品数：いずれかの法令に違反又は違反の疑いがある製品数

製 品 群	全 体		販売店購入製品		インターネット等購入製品	
	購入製品数	違反等製品数※	購入製品数	違反等製品数※	購入製品数	違反等製品数※
美白、美容、美肌	19	15	10	6	9	9
痛み・炎症の緩和	8	7	1	0	7	7
骨・筋力サポート	5	4	1	0	4	4
ダイエット効果	16	13	6	4	10	9
抗糖化・エイジングケア	14	11	5	2	9	9
男性機能向上	18	12	5	2	13	10
女性向け	4	4	0	0	4	4
免疫力増強	15	9	5	2	10	7
脳機能改善	4	3	1	1	3	2
育毛・発毛	4	4	0	0	4	4
健康茶	8	8	5	5	3	3
視力回復	5	4	0	0	5	4
その他	4	4	0	0	4	4
合 計	124	98	39	22	85	76

（表２）法令別違反又は違反の疑いがある製品数の内訳

製 品 群	違反又は違反の疑いがある製品数	法令別の内訳※								
		品質事項	食品表示法衛生事項	食品表示法保健事項	その他	食品衛生法	健康増進法	医薬品医療機器等法	景品表示法	特定商取引法
美白、美容、美肌	15	2	9	5	0	0	2	12	5	8
痛み・炎症の緩和	7	1	2	1	0	0	0	7	2	2
骨・筋力サポート	4	0	1	1	0	0	1	4	3	2
ダイエット効果	13	3	6	6	2	0	1	9	6	5
抗糖化・エイジングケア	11	3	4	6	1	0	2	7	5	4
男性機能向上	12	2	1	2	0	0	0	8	3	2
女性向け	4	0	0	0	0	0	1	3	2	4
免疫力増強	9	1	2	3	1	0	2	9	0	5
脳機能改善	3	0	1	1	0	0	1	1	0	0
育毛・発毛	4	0	1	1	0	0	0	4	2	3
健康茶	8	4	2	3	4	0	3	7	0	2
視力回復	4	1	2	2	0	0	2	3	2	1
その他	4	1	3	4	0	0	1	3	2	2
合 計	98	18	34	35	8	0	16	77	32	40

※ 複数の法令に違反又は違反の疑いのあるものは、各々計上しているため、各製品群の法令別内訳の合計は、違反又は違反の疑いがある製品数とは一致しない。

(6) 法令で義務付けられている表示にかかる不適正な事例（表3）

（表3）法令で義務付けられている表示にかかる不適正な事例

【食品表示法上、容器包装の表示にかかる不適正な事例】

- ・ 原材料と添加物が明確に区分されていなかった。
食品衛生法で既存添加物とされており、添加物として表示が必要な物質を、原材料に混在して表示していた。
- ・ 原料原産地が表示されていなかった。
加工食品の重量順第一位の原材料に原料原産地表示がなかった。
- ・ 表示が欠落していた。
容器包装に一括表示がなかった。
- ・ 内容量が欠落していた。
一括表示中の内容量表示がなかった。
- ・ 栄養成分表示が正しく表示されていなかった。
「たんぱく質」「脂質」「炭水化物」の単位が「g」表示ではなく「mg」と、「食塩相当量」の単位が「g」表示ではなく「mg」と、誤って表示されていた。
「ビタミンCが豊富なため」と栄養表示をしようとしているが、栄養成分表示がなかった。

【特定商取引法上、通信販売広告等の表示にかかる不適正な事例】

- ・ 広告に表示が必要な事項が明確に表示されていなかった。
インターネット通販の広告画面において、送料や返品に関する事項（返品の可否、返品の期間等の条件、返品送料の負担の有無）などの通信販売広告に表示すべき事項が、わかりやすく表示されていなかった。
- ・ 最終確認画面に表示が必要な事項が適正に表示されていなかった。
インターネット通販の最終確認画面（注文確定となる画面）に表示すべき事項のうち、返品や解約に関する事項、商品の引渡回数や時期などが、容易に確認できるように表示されていなかった。

※ これらの事例は、紹介した以外の法令にも抵触する可能性があります。

(7) 製品についての不適正な表示・広告の事例（表４）

（表４） 製品についての不適正な表示・広告の事例

【健康増進法上、健康保持増進効果等の虚偽誇大表示に該当するおそれのある表示の事例】

○著しく事実に相違する又は人を誤認させるおそれのある表示

（例）

製品同封の広告に、「毛細血管の強化、血流改善効果、LDL コレステロールの低下、抗アレルギー作用、免疫力アップ、腸活などの効果がある」等と、当該製品を摂取することで、健康保持増進効果等が期待できる表現をしていた。

【景品表示法上、消費者の自主的かつ合理的な商品選択を阻害するおそれのある表示の事例】

○優良誤認に該当するおそれのある表示

- ・表示内容を裏付ける合理的根拠がない場合など、その商品が実際のものよりも著しく優良であるかのように消費者の誤認を招くおそれのある表示を行っていた。

（例）

「頭髮の悩みを根本から改善する」「化学物質・汚染物質・添加物・ウイルス・細菌などを吸着し体外に排出」等

- ・客観的な実証のない場合など、その商品が他社の商品よりも優れているかのように消費者の誤認を招くおそれのある表示を行っていた。

（例）

「顧客満足度 No.1」「ユーザー満足度 96 %」等

【医薬品医療機器等法上、医薬品とみなす標ぼうの事例】

○医薬品として承認を得たものではないにもかかわらず、医薬品的効能効果を標ぼうしていた。

- ・疾病の治療又は予防を目的とする効能効果

（例）

「動脈硬化の予防」「ニキビ予防」「ドライアイの改善」

「眼精疲労の改善」「かゆみ改善」「月経前症候群」

「抗アレルギー」「抗炎症」

- ・身体の組織機能の一般的増強・増進を主たる目的とする効能効果

（例）

「疲労回復」「血流改善」「免疫力アップ」「サーチュイン遺伝子の活性化」

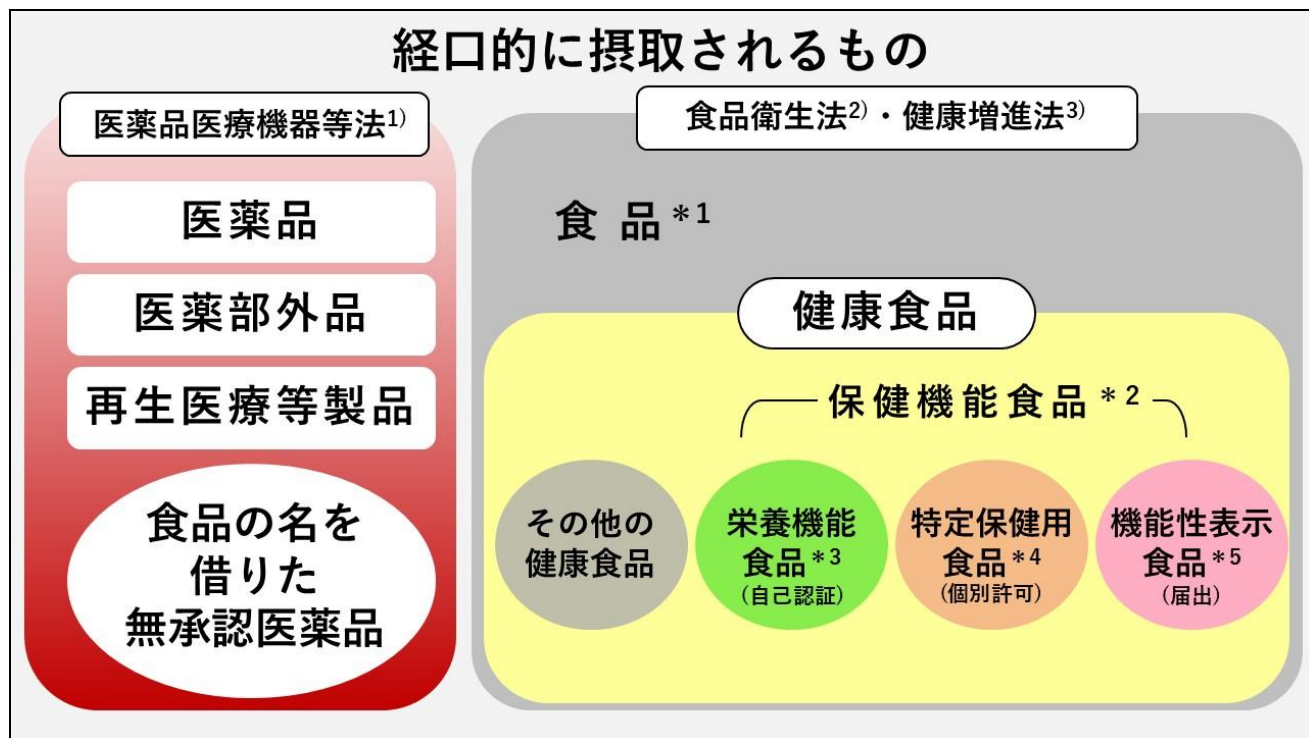
「血液浄化」「脳活性」「肌細胞再生」

※ これらの事例は、紹介した以外の法令にも抵触する可能性があります。

【参考】

＜健康食品とは＞

「健康食品」と呼ばれるものについては、法律上の定義はなく、「医薬品以外で経口的に摂取される、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品全般を指す。（令和 6 年 8 月 23 日付健生食監発 0823 第 4 号、医薬監麻発 0823 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長、同省医薬局監視指導・麻薬対策課長連名通知）」



1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）

2) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

3) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

＊ 1 食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。（食品衛生法第 4 条第 1 項）

＊ 2 保健機能食品

国が定めた安全性や有効性に関する基準など一定の条件を満たした食品をいい、国の許可等の有無や食品の目的、機能等の違いによって、「栄養機能食品」と「特定保健用食品」及び「機能性表示食品」に分類される。

＊ 3 栄養機能食品

健康の維持等に必要な栄養成分（ミネラル、ビタミン等）の補給を主な目的とし、定められた基準に従った表示が必要だが、国の審査・許可を受ける必要はない食品

＊ 4 特定保健用食品

食品の持つ特定の保健の用途を表示し、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受けた食品

＊ 5 機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品（販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届けられたものであるが、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。）